

【介護報酬改定の概要】
（短期入所生活介護）

○ 在宅中重度加算

夜間帯において、夜間帯に看護職員を配置するなど、医療機関等との連携を図りつつ、施設における看護体制の強化を図った場合の加算を創設。

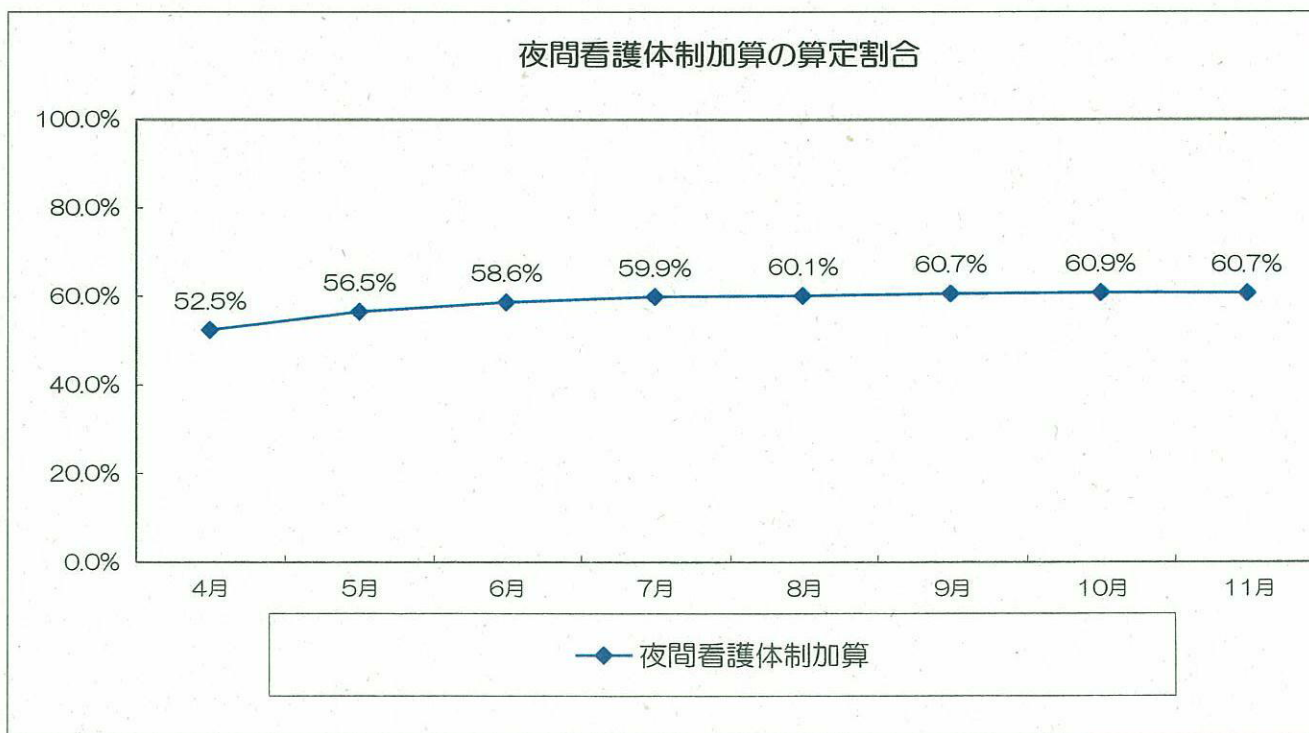
また、訪問看護サービスを利用している在宅の中重度者が、短期入所の場においても、なじみの訪問看護師からサービス提供が受けられる体制を確保した場合の加算を創設。

夜間看護体制加算（新規） → 10単位/日

在宅中重度者受入加算（新規） → 425単位/日
（夜間看護体制加算を算定している場合は415単位/日）

【介護報酬改定後の動向】

- 夜間看護体制加算の算定割合は、（平成18年4月）52.5%から（平成18年11月）60.7%に推移。
- 在宅中重度者受入加算の算定割合は、（平成18年4月）0.003%から（平成18年11月）0.007%に推移。



注）算定割合は、短期入所生活介護のサービス日数に対する夜間看護体制加算の算定日数の割合である。

*介護給付費実態調査（平成18年度毎月サービス提供分）